

資金管理団体でなくなった旨の届

公職の候補者等（＝資金
管理団体の代表者）の氏

（届出年月日）令和 ○ 年 6 月 8 日

総 務 大 臣
殿
福岡県選挙管理委員会

設立届等で届出している代表者（＝公職の候補者
等）の自宅の住所（事務所の所在地ではない）

氏 名 丁川 五郎 【署名又は記名押印】

住 所 福岡市早良区〇〇4丁目4番4号

下記の政治団体は資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	丁川五郎後援会
主たる事務所の所在地	福岡県 福岡市早良区〇〇5丁目5番5号
資金管理団体でなくなった日	令和 ○ 年 6 月 4 日
資金管理団体でなくなった理由	☐ 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったため ☐ 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったため ☒ 解散したため ☐ 政治資金規正法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったため ☐ 資金管理団体の届出をした者()が死亡したため

宣 誓 書

この資金管理団体でなくなった届に記載した事項は、真正であることを誓います。

令和 ○ 年 6 月 6 日

氏 名 丁川 五郎 【署名又は記名押印】

（備 考）

- この届出は、法第19条第3項の規定により、資金管理団体でなくなった日から7日以内に提出しなければならないこと。
- この届出は、資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当事者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当事者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 「資金管理団体でなくなった理由」欄は、該当する□に☑を記入すること。